

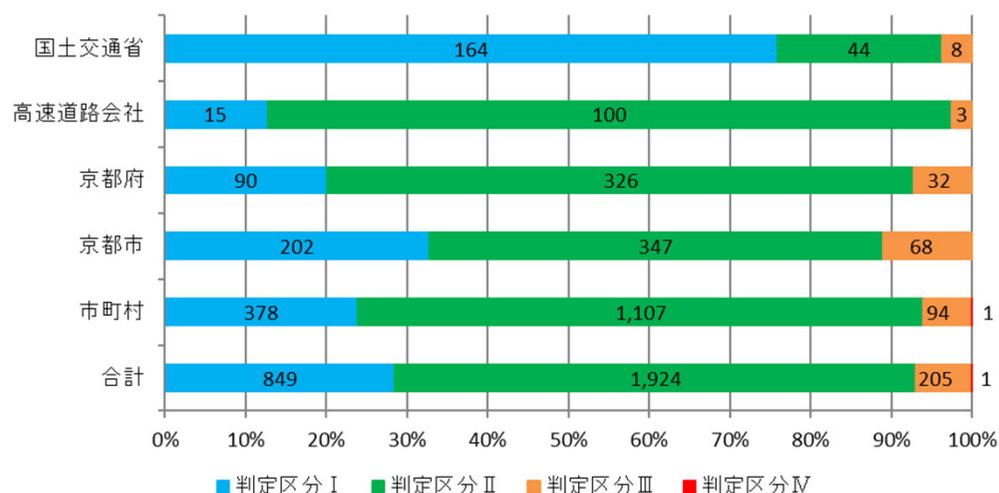
# 京都府内の令和2年度点検速報(橋梁)

○ 令和2年度は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は1橋（0.03%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は205橋（6.9%）、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は1,924橋（64.6%）。

## ＜令和2年度管理者別点検速報（橋梁）＞

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				判定区分内訳(%)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
国土交通省	848	216	164	44	8	0	75.9%	20.4%	3.7%	0.00%
高速道路会社	549	118	15	100	3	0	12.7%	84.7%	2.5%	0.00%
京都府	2,250	448	90	326	32	0	20.1%	72.8%	7.1%	0.00%
京都市	2,812	617	202	347	68	0	32.7%	56.2%	11.0%	0.00%
市町村	6,939	1,580	378	1,107	94	1	23.9%	70.1%	5.9%	0.06%
合計	13,398	2,979	849	1,924	205	1	28.5%	64.6%	6.9%	0.03%

※R3.3末現在、管理施設数はR2年度末施設数。  
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。  
 ※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。



## 橋梁の判定区分の評価

判定Ⅰ：国が約7割、府が約2割、市町村が約2～3割、  
 高速道路会社が約1割程度  
 判定Ⅱ：国が約2割、府が約7割、市町村が約6～7割、  
 高速道路会社が約8割程度  
 判定Ⅲ：国が約0.4割、府が約0.7割、市町村が約0.6～  
 1割、高速道路会社が約0.3割程度  
 判定Ⅳ：市町村で1橋

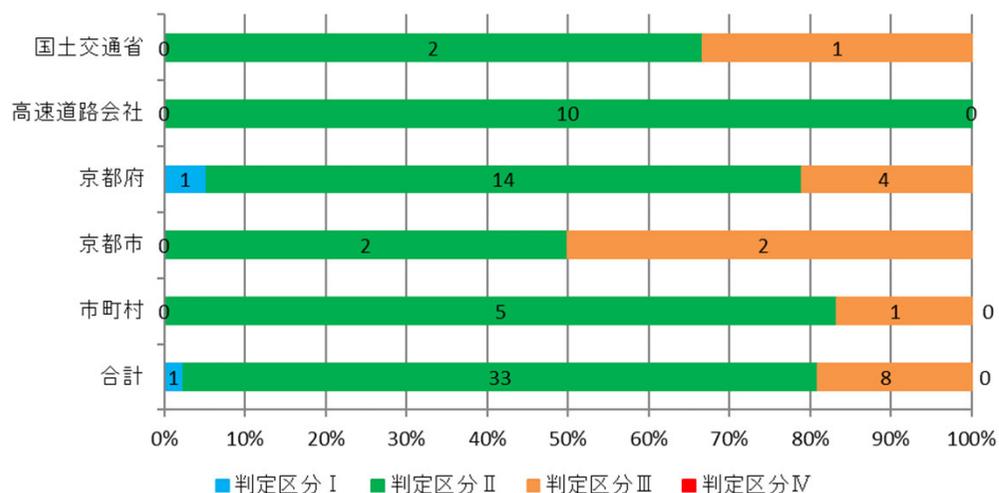
# 京都府内の令和2年度点検速報(トンネル)

○ 令和2年度は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は該当無し、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は8本（19.0%）、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は33本（78.6%）。

## ＜令和2年度管理者別点検速報（トンネル）＞

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				判定区分内訳(%)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
国土交通省	10	3	0	2	1	0	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%
高速道路会社	42	10	0	10	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
京都府	86	19	1	14	4	0	5.3%	73.7%	21.1%	0.0%
京都市	21	4	0	2	2	0	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%
市町村	24	6	0	5	1	0	0.0%	83.3%	16.7%	0.0%
合計	183	42	1	33	8	0	2.4%	78.6%	19.0%	0.0%

※R3.3末現在、管理施設数はR2年度末施設数。  
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。  
 ※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。



## トンネルの判定区分の評価

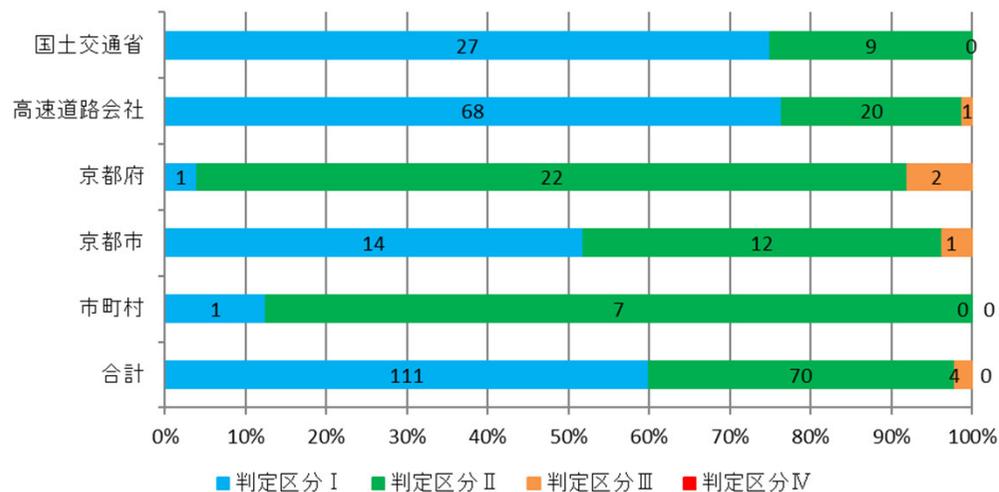
判定Ⅰ：京都府で1本。  
 判定Ⅱ：国が約7割、府が約7割、市町村が約5～8割程度、高速道路会社が10割  
 判定Ⅲ：国が約3割、府が約2割、市町村が約2～5割程度、高速道路会社は無し  
 判定Ⅳ：無し

# 京都府内の令和2年度点検速報(道路附属物等)

○ 令和2年度は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は該当無し、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は4基（2.2%）、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は70基（37.6%）。

## <令和2年度管理者別点検速報（道路附属物等）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				判定区分内訳(%)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
国土交通省	184	36	27	9	0	0	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%
高速道路会社	239	89	68	20	1	0	76.4%	22.5%	1.1%	0.0%
京都府	99	26	1	22	2	0	3.8%	84.6%	7.7%	0.0%
京都市	59	27	14	12	1	0	51.9%	44.4%	3.7%	0.0%
市町村	17	8	1	7	0	0	12.5%	87.5%	0.0%	0.0%
合計	598	186	111	70	4	0	59.7%	37.6%	2.2%	0.0%



※R3.3末現在、管理施設数はR2年度末施設数。  
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。  
 ※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。

## 道路附属物等の判定区分の評価

判定Ⅰ：国が約8割、府が約0.4割、市町村が約1～5割  
 高速道路会社が約8割程度  
 判定Ⅱ：国が約3割、府が約8割、市町村が約4～9割、  
 高速道路会社が約2割程度  
 判定Ⅲ：国は無し、府が2基、京都市が1基、高速道路  
 会社が1基  
 判定Ⅳ：無し

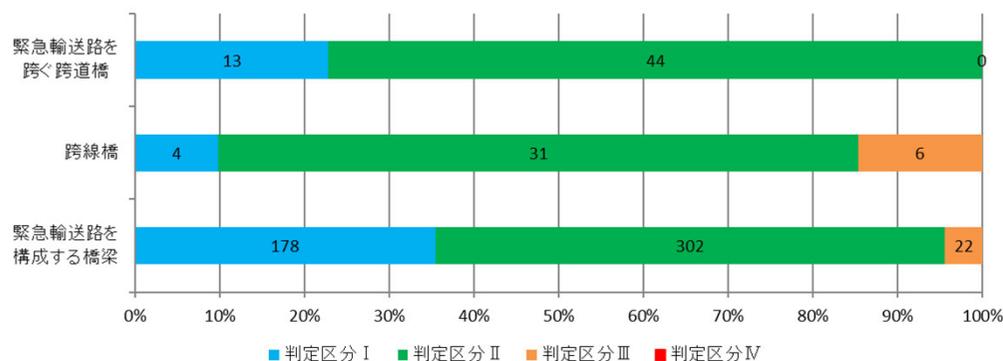
# 京都府内の令和2年度点検速報(優先すべき橋梁)

○ 令和2年度は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は該当無し、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は28橋（4.7%）、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は377橋（62.8%）。

## <令和2年度管理者別点検速報（優先すべき橋梁）>

道路施設	管理施設数	点検実施数	判定区分				判定区分内訳(%)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
緊急輸送路を跨ぐ跨道橋	240	57	13	44	0	0	22.8%	77.2%	0.0%	0.0%
跨線橋	187	41	4	31	6	0	9.8%	75.6%	14.6%	0.0%
緊急輸送路を構成する橋梁	2,154	502	178	302	22	0	35.5%	60.2%	4.4%	0.0%
合計	2,581	600	195	377	28	0	32.5%	62.8%	4.7%	0.0%

※R3.3末現在、管理施設数はR2年度末施設数。  
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。  
 ※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。



### 優先すべき橋梁の判定区分の評価

判定Ⅰ：緊急輸送路を跨ぐ跨道橋が約2割、跨線橋が約1割、緊急輸送を構成する橋梁が約4割程度。  
 判定Ⅱ：緊急輸送路を跨ぐ跨道橋・跨線橋が約8割、緊急輸送を構成する橋梁が約6割程度。  
 判定Ⅲ：跨道橋が約1割、緊急輸送を構成する橋梁が約0.4割程度。  
 判定Ⅳ：無し